

2022年1月27日

お客さま各位

規定の改定のお知らせ

平素より岡崎信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

当金庫は未利用口座管理手数料の取扱い変更および取引制限の内容変更に伴い2022年4月1日より規定を改定します。

この度、長期間利用されていない口座が不正利用されることによる被害を防止することを目的に、取引制限を行う期間を変更します。

また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策等を踏まえ、住所その他届出事項に変更があったにもかかわらず届出がない場合につき、取引制限をさせていただく場合がある旨の条項を追加します。

なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

当金庫は今後も一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記
1. 改定日

2022年4月1日（金）

2. 改定する規定

規定	
当座預金規定（一般用）	当座預金規定（専用約束手形口用）
普通預金規定（普通預金無利息型を含む）	貯蓄預金規定
納税準備預金規定	期日指定定期預金規定
自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	自由金利型定期預金規定（大口定期）
変動金利定期預金規定	定額複利預金規定
定期積金規定	通知預金規定
外貨普通預金規定	外貨定期預金規定

3. 改定内容

普通預金規定および貯蓄預金規定については以下の通り条項を変更・追加します。なお、その他の預金規定は「取引の制限等」の項目のみ改定を行います。

▶ 普通預金規定

改定後（変更・追加箇所に下線）	改定前（変更・抹消箇所に下線）
1～11（略）	1～11（略）
12.（手数料の取扱いについて）	12.（手数料の取扱いについて）
（1） <u>未利用</u> 口座管理手数料	（1） <u>休眠</u> 口座管理手数料
①この <u>預金</u> 口座は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは <u>本手数料以外</u> の払戻しがない場合には、 <u>未利用</u> 口座となります。	① <u>平成28年1月1日</u> 以降に開設した <u>預金</u> 口座は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻しがない場合には、 <u>休眠</u> 口座となります。

<p>②未利用口座には当金庫所定の未利用口座管理手数料が掛かります。</p> <p>③当金庫は、払戻請求書等によらず、未利用口座から当金庫所定の方法により未利用口座管理手数料を引き落とします。</p> <p>④前3号で引き落とした未利用口座管理手数料は返却しません。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>②休眠口座には、当金庫所定の休眠口座管理手数料が掛かります。</p> <p>③この預金口座が休眠口座になった場合には、当金庫は、この預金口座から、払戻請求書等をよらずに当金庫所定の方法により、休眠口座管理手数料を引き落とします。</p> <p>④前3号で引き落とした休眠口座管理手数料は、返却しません。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>13. (取引の制限等)</p> <p>(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合または第7条第1項に定める届出がない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p>	<p>13. (取引の制限等)</p> <p>(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 3年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p>
<p>14. (解約等)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) この預金が残高不足等により未利用口座管理手数料、その他この預金口座の取引に関する手数料の引落としが不能となった場合、当金庫は預金者に通知することなくこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>15~17 (略)</p>	<p>14. (解約等)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) この預金が、残高不足等により、休眠口座管理手数料その他この預金口座の取引に関する手数料の引落としが不能となった場合には、当金庫は、預金者に通知することなくこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>15~17 (略)</p>

(その他、下線部以外にも句読点や助詞などの変更がございます。)

➤ 貯蓄預金規定

改定後 (変更・追加箇所の下線)	改定前 (変更・抹消箇所の下線)
<p>1~12 (略)</p> <p>13. (手数料の取扱について)</p> <p><u>(1) 未利用口座管理手数料</u></p> <p>①この預金口座は、当金庫が定める一定期間、<u>利息決算以外の預入れまたは本手数料以外の払戻しが</u>ない場合には、未利用口座となります。</p> <p>②未利用口座には当金庫所定の未利用口座管理手数料が掛かります。</p>	<p>1~12 (略)</p> <p>(追加)</p>

<p>③当金庫は、<u>払戻請求書によらず、未利用口座から当金庫所定の方法により未利用口座管理手数料を引き落とします。</u></p> <p>④前3号で引き落とした未利用口座管理手数料は返却しません。</p> <p>(2)この預金の取引に関する手数料が改定もしくは新設された場合、当該手数料は当金庫所定の方法により引き落とします。</p>	
<p>1 4. (取引の制限等)</p> <p>(1)当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合または第8条第1項に定める届出がない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2)1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>1 3. (取引の制限等)</p> <p>(1)当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2)3年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>
<p>1 5. (解約等)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5)この預金が残高不足等により未利用口座管理手数料、その他この預金口座の取引に関する手数料の引落としが不能となった場合、当金庫は預金者に通知することなくこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>(6)前4項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p>1 6～1 8 (略)</p>	<p>1 4. (解約等)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(5)前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p>1 5～1 7 (略)</p>

(その他、下線部以外にも句読点や助詞などの変更がございます。)

<本件に関するお問い合わせ先>

岡崎信用金庫 事務統括部

【フリーダイヤル】0120-301-077

【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00 (土日祝日、12月31日～1月3日を除く)

以上